

証券コード 6189

2025年12月2日

(電子提供措置の開始日2025年11月26日)

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号

株式会社グローバルキッズCOMPANY

代表取締役社長 中 正 雄 一

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第10回定時株主総会招集ご通知」及び「第10回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.gkids.jp/ir/library/general_mtg/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東証上場会社情報サービス】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスし、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。



なお事前の議決権行使にあっては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2025年12月17日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午前10時
(なお、受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB1F 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第10期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件**
第2号議案 取締役5名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○会社法改正により、電子提供措置事項について前頁記載の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証上場会社情報サービスサイトの招集ご通知のページに掲載しておりますので、株主様に交付する書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「主要な借入先の状況」
- ② 事業報告の「新株予約権等の状況」
- ③ 事業報告の「会社役員の状況」の以下の事項
・責任限定契約の内容の概要
・社外役員に関する事項
- ④ 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ⑥ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席

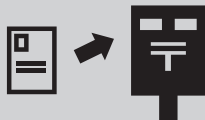


株主総会開催日時

2025年12月18日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

書面による議決権行使



行使期限

2025年12月17日(水曜日)
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使



行使期限

2025年12月17日(水曜日)
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

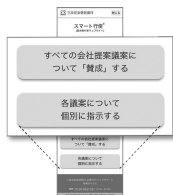
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第10期の期末配当につきましては、財務状況、成長投資及びキャッシュフローなどのバランスを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 190,039,880円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月19日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	再 任 なかしょう ゆういち 中 正 雄 一 (1972年5月16日生) 所有する当社の株式数 4,482,789株	1995年4月 (株)神戸屋入社 2003年2月 (有)エーワン入社 2006年1月 東京都認証保育所 六町駅前保育園開園 2006年5月 (株)グローバルキッズ代表取締役社長 2015年10月 (株)グローバルグループ (現当社) 代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役 (株)グローバルキッズ代表取締役 2018年12月 (学)茂来学園理事長 (現任) 2020年11月 当社代表取締役社長 (現任) (株)グローバルキッズ代表取締役社長 (現任) 2023年2月 (株)GKS代表取締役社長 2023年11月 (株)おはようキッズ代表取締役社長
		【取締役候補者とした理由】 中正雄一氏は、当社グループの創業者として企業経営を通じて培った豊富な経験、当社事業領域における高い知見、並びに保育業界における強い影響力を有し、現在、代表取締役社長として、当社グループ全般の指揮を執っております。引き続き高い志とビジョンを掲げ、経営の意思決定に参画することが長期的な企業価値向上に資すると判断したため取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	再 任 す ご う た つ や 須 郷 達 也 (1960年5月13日生) 所有する当社の株式数 28,488株	1985年 4 月 ピジョン(株)入社 1999年 4 月 同社執行役員 子育て支援事業部長 ピジョンハーツ(株)代表取締役社長 2007年 4 月 Pigeon Singapore Pte. Ltd. 代表取締役社長 2009年11月 Pigeon India Pvt. Ltd. 代表取締役社長(兼任) 2011年 1 月 Pigeon Malaysia Sdn. Bhd. 代表取締役社長(兼任) 2012年 4 月 PHP兵庫(株) (現ピジョンマニユファクチャリング兵庫(株)) 代表取締役社長 2013年 4 月 (株)ジャクパ入社 2013年 6 月 同社専務取締役 2019年 4 月 同社代表取締役社長 2019年 8 月 (株)グローバルキッズ入社 2020年11月 同社取締役 (現任) 2020年12月 当社取締役 2023年 1 月 東京建物キッズ(株) (現 (株)おはようキッズ)取締役 2023年 2 月 (株)GKS取締役 2024年11月 (株)おはようキッズ代表取締役社長 (現任) 2024年12月 当社代表取締役副社長執行役員 (現任) 2025年 7 月 (株)アソシエ・アカデミー代表取締役会長 (株)アソシエ・インターナショナル代表取締役会長 2025年10月 (株)アソシエ・アカデミー代表取締役会長兼代表取締役社長 (現任) (株)アソシエ・インターナショナル代表取締役会長兼代表取締役社長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 須郷達也氏は、子育て支援や児童教育分野の企業において経営幹部を務め、その海外展開において代表として成果を上げるなど、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は当社の代表取締役副社長として、保育事業・人事・新規事業を管掌し業務品質の向上やガバナンス強化など、事業・管理の両面において実績を上げております。引き続き当社経営を担う取締役として適任であると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
3	新 任 まつうら 松 浦 つかさ 司 (1960年4月13日生) 所有する当社の株式数 5,178株	1984年 4 月 日本生命保険相互会社入社 2009年 4 月 同社監査役室室長 2011年 7 月 生命保険契約者保護機構事務局長 2012年 7 月 日本生命保険相互会社コンプライアンス統括 部上席コンプライアンス担当部長 2016年 4 月 (株)ライフサロン常務取締役 2021年 3 月 (株)グローバルキッズ入社 2021年 4 月 当社総務部長 (株)グローバルキッズ総務部長 (兼務) 2022年 5 月 (株)グローバルキッズ品質管理部長 (兼務) 2023年 4 月 当社執行役員総務部長 (株)GKS総務部長 (兼務) 2023年 6 月 (株)おはようキッズ監査役 (兼務) 2024年11月 (株)GKS取締役総務部長 (兼務) 2025年 4 月 当社執行役員 (現任) (株)GKS取締役 2025年11月 (株)GKS代表取締役社長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 松浦司氏は、ガバナンス・コンプライアンス分野の豊富な経験と高度な知見を有しており、入社以来、当社グループの管理体制の強化に貢献してまいりました。現在は当社の執行役員として当社グループの人事、総務、法務、コンプライアンス、品質管理を掌管し、業務品質の向上やガバナンス強化などの実績を上げております。当社において取締役として経営の意思決定に参画することが長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
4	再 任 い し い み つ の ぶ 石 井 光 暢 (1971年2月18日生) 所有する当社の株式数 20,000株	1993年 4 月 NECコンピュータシステム(株)入社 1997年 5 月 (株)エコグリーン代表取締役 2011年 6 月 (株)グローバルキッズ社外取締役 2015年10月 (株)グローバルグループ (現当社) 社外取締役 (現任) 2016年 6 月 (株)エコグリーンホールディングス代表取締役 (現任) 2018年11月 (株)グローバルキッズ取締役 (注8) 【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 石井光暢氏は、自ら創業した環境関連企業グループの経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の黎明期より、厳格かつ客観的な視点で当社経営への監督・助言を行ってまいりました。事業拡大期を含む当社のあらゆる成長フェーズにおいて、経営陣に対し冷静に意見を述べ、独立した社外取締役としての責務を全うしてまいりました。在任期間は10年を超えますが、その深い知見と独立性は当社のガバナンス強化に不可欠であり、引き続き社外取締役候補者といいたしました。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
5	再 任 な か や ま ま や 中 山 マ ヤ (1960年9月2日生) 所有する当社の株式数 0株	1985年 9 月 ナショナルオーストラリア銀行入行 1991年 4 月 (株)ロレコス (現 日本ロレアル(株)) 入社 1993年10月 ウエラジャパン(株) (現 ウエラジャパン(合)) 入社 1998年 7 月 エスティローダー(株) (現 ELCジャパン(合)) 入社 2008年 9 月 同社取締役 2010年 9 月 同社常務取締役 2022年 4 月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科非常勤講師 (現任) 2022年 6 月 (株)アートネイチャー社外取締役 (現任) 2024年12月 当社社外取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】 中山マヤ氏は、国際的な企業の経営に携わり、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての高い見識、並びに現地組織における人材育成、マネジメントに関する知見を有しております。当社においては1期社外取締役を務め、企業経営全般についての貴重なご意見・ご助言を通じて、経営陣を監督いただいております。引き続き社外取締役として同氏を選任することが、長期的な企業価値向上に資すると判断したため社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石井光暢氏、中山マヤ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石井光暢氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年2か月、中山マヤ氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 石井光暢氏、中山マヤ氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏らとの間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏らが原案どおり選任された場合は、引き続き当社と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）並びに当社執行役員、子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 石井光暢氏、中山マヤ氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏らを東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏らが原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 石井光暢氏は、(株)グローバルキッズの社外取締役を一旦退任しましたが、2018年11月に同社取締役に再任し、2020年11月に退任しております。
9. 中正雄一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)なかやが所有する株式数を含めて表示しております。

(ご参考) 本株主総会及び本株主総会終了後に開催予定の取締役会後の経営体制(予定)
 本招集ご通知記載の候補者が原案どおり全て承認可決された場合、取締役会及び監査役会、並びに執行役員の構成は次のとおりとなります。当社における地位の欄には、本株主総会及び本株主総会終了後に開催予定の取締役会にて選任後の予定の地位を記載しております。

候補者 番号	氏名	当社における 地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役 又は 監査役 在任期間
1	中正 雄一	代表取締役 社長	15回／15回 (100%)	—	10年2か月
2	須郷 達也	代表取締役 副社長 執行役員	15回／15回 (100%)	—	5年
3	松浦 司	取締役 執行役員	—	—	—
4	石井 光暢 独立役員	社外取締役	15回／15回 (100%)	—	10年2か月
5	中山 マヤ 独立役員	社外取締役	11回／11回 (100%)	—	1年
—	奈良 文彦	常勤監査役	15回／15回 (100%)	14回／14回 (100%)	2年
—	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子) 独立役員	社外監査役	15回／15回 (100%)	14回／14回 (100%)	10年2か月
—	森岡 宏之 独立役員	社外監査役	15回／15回 (100%)	14回／14回 (100%)	2年
—	福田 修司	執行役員 (CFO)	—	—	—
—	森山 美穂子	執行役員	—	—	—
—	林田 洋子	執行役員	—	—	—

(注) 中山マヤ氏の取締役会出席状況につきましては、2024年12月19日開催の第9回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
 なお、取締役又は監査役在任期間につきましては、本定時株主総会終結時までの就任年数を記載しております。

経：経営・事業戦略 **財**：財務・会計 **人**：人事・人材育成 **保**：保育・教育
新：新規事業 **I**：IT **E**：ESG・SDGs
法：法務・コンプライアンス・リスク **M**：M&A **海**：海外事業

役員に期待する分野									
経	財	人	保	新	I	E	法	M	海
●		●	●	●					
●		●	●	●		●	●	●	●
		●			●	●	●		
●		●		●		●	●	●	
●		●		●					●
		●					●		●
						●	●		
	●							●	
●	●				●			●	
			●						
		●				●			

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(ご参考) 社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社は、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認のうえ、独立性を判断しております。

〈社外取締役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
3. 当社の兄弟会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
5. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
8. 当社の取引先（4、5及び6のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
9. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
10. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

〈社外監査役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社又は当社子会社の非業務執行取締役又は会計参与
3. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
4. 当社の親会社の監査役
5. 当社の兄弟会社の業務執行者
6. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
7. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
8. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
9. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
10. 当社の取引先（6、7及び8のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
11. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
12. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上

事業報告

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

子育て支援事業を取り巻く状況につきましては、共働き世帯数の増加や女性の就業率上昇等を背景に保育所利用者数は高水準で推移しておりますが、2025年4月時点の全国待機児童数が2,254人と前年比313人減少したほか、2024年の出生数が68万6,173人と前年比4万1,115人減少するなど、外部環境が変化しております。当社グループが集中的に展開している東京都は人口流入が続いていることから比較的園児を獲得しやすい地域であるものの、2025年4月の待機児童数は339人と前年比22人減少しました。

一方、政府は子どもに関する政策を一元化し社会の中心に据える「こどもまんなか社会」を掲げ、家庭を取り巻く諸問題に本格的に取り組む「こども家庭庁」を2023年4月に設置するなど、関連施策を推進しています。また、2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」には、76年ぶりとなる保育士の配置基準の見直しや保育士の処遇改善を進めることなどが盛り込まれています。さらに2023年12月には「こども大綱」が閣議決定され、2024年5月には同大綱に基づく「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。これは幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初のアクションプランであり、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設、保育士等の処遇改善やICT化の推進などその政策は多岐にわたっております。「こども誰でも通園制度」は、一部自治体ですでに実施されており、2026年4月には全国で本格実施される予定です。

また、幼児教育・保育の無償化については、国の制度として3～5歳児を対象に2019年10月から実施されました。これに加え、東京都では独自の制度により2025年9月から0～2歳の第一子の保育料無償化が開始されております。

このように子育て支援事業を取り巻く外部環境が大きく変化する中、当社グループは2024年11月14日に『「2030トリプルトラスト」実現に向けた経営戦略』を公表しており、当社のビジョン「2030トリプルトラスト」（2030年に職員と親子と地域に最も信頼される存在になり、子ども達の育ちと学びの社会

インフラになる)を実現するため以下の経営戦略を推進してまいります。

・保育事業

保育事業については、「安心安全の担保」を最優先課題として位置づけ安心安全確保の仕組みの整備を図ります。また、保育の質向上を目指しイエナプランの導入を進めます。収支改善の取り組みとしては、①マーケティング強化による入所率向上に伴う売上増加、②職員配置適正化による利益率改善、③生産性向上によるコスト削減を引き続き推進します。さらに東京都及び横浜市を中心にM&Aによる規模拡大を目指します。

・新規事業

複数ある新規事業施策の位置づけを明確化したうえで、収益ソースの多様化を目的に保育周辺事業の開拓・拡大を進めます。具体的には、習いごと教室(GlobalKids Plus+)、当社グループ独自の体操プログラム(体育あそび)等の展開を推進します。

・ICT戦略

従業員エンゲージメントの高い企業、保護者と園児に選ばれる施設、保育業界におけるリーダーシップを目指しデジタル基盤の活用を強化します。業界トップレベルのデジタル活用で業務効率化、品質向上を追求します。

・人事戦略

「経営戦略と連動した人事戦略」を打ち出し「2030トリプルトラスト」の実現に向け、経営戦略に連動した人事戦略を推進します。その基盤となる従業員エンゲージメントの向上を最重要ミッションと位置づけ、具体的には、風通しの良いコミュニケーションによる職場環境の改善、フェアな人事評価の運用、人材育成・成長機会の提供を推進し、従業員が仕事への誇りを持てる環境を整備します。これにより、ミスマッチのない採用、人材の育成・定着、生産性向上を加速させ、「選ばれる組織」として持続的な企業価値向上を目指してまいります。

・資本戦略

安定的な事業運営、成長投資に耐えうる財務健全性に一定の目処がつき、今後は財務健全性を維持したうえで資本コストを意識した収益性の向上を進め、資本効率改善及び株主還元の充実を図ります。なお、『「2030トリプルトラスト」実現に向けた経営戦略』において「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の開示を開始しております。

当社は、2025年6月20日及び2025年7月31日に公表した「株式会社アソシエ・アカデミーの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、2025年7月31日付で株式会社アソシエ・アカデミー（以下、アソシエ・アカデミー）の株式取得が完了いたしました。アソシエ・アカデミーは子育て支援事業を営む株式会社アソシエ・インターナショナル（以下、アソシエ・インターナショナル）を保有しております。本株式取得によりアソシエ・アカデミー及びアソシエ・インターナショナルは当社の完全子会社となりました。

この株式取得により、当連結会計年度末時点における当社グループの運営施設数は、認可保育所168施設（東京都136施設、神奈川県30施設、千葉県2施設）、認証保育所・認定こども園等保育施設8施設、学童クラブ・児童館25施設、その他8施設の計209施設となりました。

なお、当社はアソシエ・アカデミー及びアソシエ・インターナショナルの株式を2025年7月末に取得しておりますが、企業結合会計基準等に基づき、そのみなし取得日を2025年9月末として連結会計処理を行っております。このため、当連結会計年度においては、両社の連結はみなし取得日における貸借対照表のみを反映しており、損益計算書にはアソシエ・アカデミー及びアソシエ・インターナショナルの業績は含まれておりません。

上記の結果、当連結会計年度は、売上高26,997百万円(前期比2.1%増)、営業利益858百万円(同8.7%増)、経常利益808百万円(同1.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円（同71.7%減）となりました。

なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は85百万円で、その主なものはソフトウェア39百万円及び見守りカメラ25百万円です。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の子会社である株式会社グローバルキッズは2025年4月1日を効力発生日として運営する保育施設の一部を譲渡いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの株式取得の資金として、金融機関より長期借入金として3,200百万円の調達を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

2025年6月20日開催の取締役会において、株式会社アソシエ・アカデミーの全株式を取得することを決議し、これに基づき2025年7月31日に株式譲渡を実行し、完全子会社といたしました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2022年9月期)	第 8 期 (2023年9月期)	第 9 期 (2024年9月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高 (百万円)	24,352	25,136	26,448	26,997
経 常 利 益 (百万円)	1,179	321	820	808
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	△314	△55	256	72
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△33.61	△5.94	27.20	7.65
総 資 産 (百万円)	16,601	16,675	15,461	20,066
純 資 産 (百万円)	8,367	8,104	8,115	7,714
1株当たり純資産 (円)	890.35	860.91	858.65	811.84

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業
株式会社おはようキッズ	100百万円	100%	子育て支援事業
株式会社G K S	3百万円	100%	子育て支援事業
株式会社アソシエ・アカデミー	50百万円	100%	子育て支援事業
株式会社アソシエ・インターナショナル	30百万円	100%	子育て支援事業

(注) 事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アソシエ・アカデミー
特定完全子会社の住所	東京都目黒区目黒三丁目11番3号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,200百万円
当社の総資産額	12,245百万円

(4) 対処すべき課題

政府は2023年6月、「こども未来戦略方針」を閣議決定し、若い世代の所得増加、社会意識の変革、子ども子育て世帯の切れ目ない支援を理念に、希望する誰もがこどもを持ち安心して子育てができる社会の実現を標榜する等、少子化対策に本格的に取り組む姿勢を明確に打ち出しました。若年人口の急激な減少に歯止めをかけ状況を反転させるため、この6～7年がラストチャンスであるとして2030年までに徹底した少子化対策を実施すると発表しています。

出産や子育てに関する経済的な支援はじめ、柔軟な働き方の推進、男性育休の取得促進、ひとり親家庭の自立促進、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等、子育て支援事業周辺は様々な変化が見込まれると同時に、社会的な要請はますます高まるものと思われます。そうした中、当社グループとして更なる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 保育の質の維持・向上

優秀な人材の採用及び育成の強化、並びに諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

② 人材育成力の強化

各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、各人のライフステージに合った雇用形態や配属意向調査を行うなど働きやすい環境整備にも努めております。

③ 採用力の強化等を通じた人材の確保

保育業界全体として、保育士資格を有する優秀な人材の確保が大きな課題であります。しかし保育士資格を有する求職者が慢性的に不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも一層注力することで採用力の強化に努めます。また、当社グループの職員からの保育士等の紹介・推薦によるリファラル採用も合わせて実施する等、採用の多様化にも取り組んでおります。

なお、社宅補助などの福利厚生制度や研修制度の充実、処遇改善や有給休暇取得促進制度の充実等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

④ 経営戦略と連動した人事戦略

「2030トリプルトラスト」に向けた経営戦略の施策実行に必要なスキル・経験を持った人財を確保するとともに従業員エンゲージメントの向上を図り経営ビジョン実現に必要な「輝いた大人」を育成して参ります。

⑤ 戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京23区などの首都圏都心部を中心に認可保育所の拡大に努めてまいりました。今後、少子化や待機児童の解消などの可能性があります。首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおります。また、国基準で運営している認可保育所は、認可外保育所に比べ児童が集まりやすい傾向があります。今後も、経営資源を首都圏都心市部の認可保育所に集中することで生産性の向上に努めていく方針です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	2023年4月1日時点		2024年4月1日時点		2025年4月1日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	286人	10.7%	361人	14.1%	339人	15%
全国	2,680人	100.0%	2,567人	100.0%	2,254人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

⑥ 効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加や戦略的な地域展開による、備品購入等における規模のメリットや運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

⑦ 事業規模の拡大と収益源の多様化

当社グループの主力事業である保育事業については、認可保育所を中心に運営施設数を引き続き拡大する方針です。従来より推し進めておりますオーガニック成長に加えて、M&Aの活用による事業規模の拡大を目指します。

また、待機児童の減少により、保育サービス需要が踊り場を迎えても、利用者に選ばれる保育施設の需要は継続すると想定されます。このため、保育の質を高め、利便性を向上させるとともに、教育機能の付加を充実させてまいります。

さらに、収益源の多様化を実現するため、保育周辺事業として習い事教室等の教育事業、園の送迎サービス等の子育て支援サービス事業、物販事業への展開等を検討してまいります。これら施策を進めることで、収益基盤の一層の拡充を図ります。

⑧ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的な規模拡大を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑨ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、過去に判明した不適正事象について、関係行政機関へ報告・協議しながら解決に取り組むとともに、内部管理体制の改善・強化に努めてまいりました。

今後も当社グループは、株主、投資家、利用者、従業員、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保し、更なる持続的かつ健全な成長を図るため、引き続きコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制を強化し、業務の適正を確保するための体制の一層の整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
子育て支援事業	保育所等の運営を主な事業とする子会社の経営管理及びそれに付帯する業務等

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

株式会社グローバルキッズ	本社 (東京都千代田区)
株式会社おはようキッズ	本社 (東京都千代田区)
株式会社 G K S	本社 (東京都千代田区)
株式会社アソシエ・アカデミー	本社 (東京都目黒区)
株式会社アソシエ・インターナショナル	本社 (東京都目黒区)

(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,358名 (1,038名)	533名増 (199名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
16名	1名減

2. 会社株式の状況

(1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,519,707株 （自己株式17,713株を含む）
- ③ 株主数 5,227名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 な か や	3,929,000株	41.35%
中 正 雄 一	553,789株	5.83%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	460,000株	4.84%
株 式 会 社 こ ど も の 森	427,100株	4.49%
株 式 会 社 カ ナ モ リ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	400,000株	4.21%
宇 田 川 三 郎	259,079株	2.73%
生 川 雅 也	150,000株	1.58%
グ ロ ー バ ル キ ッ ズ 従 業 員 持 株 会	131,370株	1.38%
東 京 建 物 株 式 会 社	100,000株	1.05%
田 浦 秀 一	80,861株	0.85%

(注) 1. 持株比率は自己株式17,713株を控除して計算しております。

2. (株)なかやは当社代表取締役社長である中正雄一が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2025年1月16日付で普通株式8,789株を交付いたしました。

3. 会社の現況

(1) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 正 雄 一	(株)グローバルキッズ 代表取締役社長 (株)GKS 代表取締役社長 (学)茂来学園 理事長
代 表 取 締 役 副 社 長	須 郷 達 也	(株)グローバルキッズ 取締役 (株)GKS 取締役 (株)おはようキッズ 代表取締役社長 (株)アソシエ・アカデミー 代表取締役会長 (株)アソシエ・インターナショナル 代表取締役会長
取 締 役	石 井 光 暢	(株)エコグリーンホールディングス 代表取締役
取 締 役	中 山 マ ヤ	(株)アートネイチャー 社外取締役 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 非常勤講師
常 勤 監 査 役	奈 良 文 彦	(株)グローバルキッズ 監査役 (株)GKS 監査役 (株)おはようキッズ 監査役 (株)アソシエ・アカデミー 監査役 (株)アソシエ・インターナショナル 監査役 (公財)日本相撲連盟 常務理事
監 査 役	片 岡 理 恵 子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所 弁護士
監 査 役	森 岡 宏 之	森岡公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 石井光暢氏及び中山マヤ氏は、社外取締役であります。
2. 片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏及び森岡宏之氏は、社外監査役であります。
3. 片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏は、弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 森岡宏之氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 石井光暢氏、中山マヤ氏、片岡理恵子（戸籍名 竹田理恵子）氏並びに森岡宏之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

退任時の当社における 地位	氏 名	退任日	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	野田 雅之	2024年12月19日	—

7. 当社は会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。

8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）並びに当社執行役員、子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	59 (8)	53 (8)	5 (－)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	17 (8)	17 (8)	－ (－)	3 (2)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2024年12月19日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了した取締役1名を含んでいるためであります。

ロ. 取締役の個別報酬の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び具体的内容を決議しております。取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ・株主利益との連動を踏まえ透明性と公正性を確保しながら取締役の役割や責任に応じた適正な水準額とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動報酬により構成する。
- ・業務執行取締役の固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ・業務執行取締役の変動報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、業績に連動する変動報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給する。
- ・監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

また、個人別の固定報酬及び変動報酬の額は、2022年10月20日に設置しました、社外取締役を主な構成要員とする任意の指名・報酬委員会が取締役会の諮問を受けて客観的な立場で答申並びに原案を作成し、取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された具体的な決定方法と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. ロ以外の役員の個別報酬の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されており、報酬額は監査役の協議により決定しております。

二. 報酬についての株主総会決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。)(決議当時 取締役6名)、監査役については年額50百万円以内(決議当時 監査役3名)と決議されております。また、業績連動報酬については、2017年12月19日開催の第2回定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております(決議当時 取締役5名)。

ホ. 業績連動報酬や非金銭報酬等に関する事項

当社は、変動報酬である業績連動報酬として、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を1年間とし、①当該譲渡制限期間中に割当対象者が、任期満了もしくは定年その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、退任又は退職の直後の時点をもって全部又は一部について譲渡制限を解除すること、②当該譲渡制限期間中に、割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当した場合には、当社が当該株式の全部を無償で取得できること等の条件が付されております。

業績連動報酬の算定は、経営上の重要指標としている連結営業利益や連結EBITDAをベースとし、取締役会決議により定められた支給率を固定報酬に乗じて算出しております。その基礎となる当連結会計年度における営業利益は858百万円、EBITDAは1,689百万円となりました。支給時期は取締役会の決議内容に則り、支給することとしております。

当該株式報酬の交付状況は、2025年1月16日付で2名の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式として8,789株を交付いたしました。

※本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨、比率については四捨五入としております

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,612	流 動 負 債	4,805
現金及び預金	2,641	短期借入金	550
未収入金及び契約資産	3,209	1年内返済予定の長期借入金	753
前払費用	750	未払金	1,537
未収還付法人税等	0	未払法人税等	260
その他	9	前受金	239
固 定 資 産	13,453	賞与引当金	813
有形固定資産	8,654	その他	651
土地	692	固 定 負 債	7,546
建物及び構築物（純額）	7,656	長期借入金	5,384
その他（純額）	304	退職給付に係る負債	532
無形固定資産	2,162	繰延税金負債	1,205
ソフトウェア	184	資産除去債務	419
ソフトウェア仮勘定	8	その他	4
のれん	1,968	負 債 合 計	12,351
その他	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,637	株 主 資 本	7,680
投資有価証券	27	資 本 金	1,321
長期前払費用	135	資 本 剰 余 金	2,009
敷金及び保証金	2,023	利 益 剰 余 金	4,350
建設協力金	177	自 己 株 式	△0
繰延税金資産	273	その他の包括利益累計額	33
その他	0	退職給付に係る調整累計額	33
資 産 合 計	20,066	純 資 産 合 計	7,714
		負 債 純 資 産 合 計	20,066

連結損益計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,997
売上原価		24,311
売上総利益		2,685
販売費及び一般管理費		1,827
営業利益		858
営業外収益		
受取利息	5	
雑収入	4	9
営業外費用		
支払利息	51	
開設準備費用	1	
雑損失	6	60
経常利益		808
特別利益		
受取保険金	78	
資産除去債務履行差額	19	98
特別損失		
減損損失	605	
固定資産売却損	57	
閉園に伴う損失	33	
事業譲渡関連費用	4	
損害賠償損失	74	775
税金等調整前当期純利益		130
法人税、住民税及び事業税	355	
法人税等調整額	△297	58
当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		72

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,357	流 動 負 債	1,514
現金及び預金	100	短期借入金	550
未収入金及び契約資産	693	未払金	24
前払費用	12	未払法人税等	122
関係会社短期貸付金	550	1年内返済予定の長期借入金	750
固 定 資 産	10,888	賞与引当金	9
投資その他の資産	10,888	その他	57
関係会社株式	5,061	固 定 負 債	5,388
関係会社長期貸付金	5,755	長期借入金	5,384
敷金及び保証金	29	退職給付引当金	3
繰延税金資産	42	負 債 合 計	6,902
その他	0	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	12,245	株 主 資 本	5,343
		資 本 金	1,321
		資 本 剰 余 金	2,589
		資 本 準 備 金	2,589
		利 益 剰 余 金	1,433
		その他利益剰余金	1,433
		繰越利益剰余金	1,433
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	5,343
		負 債 純 資 産 合 計	12,245

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から
2025年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		864
営 業 費 用		461
営 業 利 益		402
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	282	
雑 収 入	1	284
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53	
雑 損 失	0	54
経 常 利 益		632
税 引 前 当 期 純 利 益		632
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	121	
法 人 税 等 調 整 額	△6	114
当 期 純 利 益		518

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 川 克 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 純 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 川 克 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 純 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

株式会社グローバルキッズCOMPANY 監査役会

常勤監査役 奈良 文 彦 ㊞

社外監査役 片 岡 理恵子 ㊞
(戸籍名 竹田 理恵子)

社外監査役 森 岡 宏 之 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号
 富士見イーストB1F 会議室
 TEL 03-3221-3770



交通 JR中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩5分
 東京メトロ東西線「飯田橋駅」A4出口より徒歩7分
 東京メトロ南北線・有楽町線、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」
 B2a出口より徒歩7分

<その他のご案内>

◎会場でのサポートが必要な株主様へ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等お手伝いさせていただきますので、お気軽に声をおかけください。